

補助金の審査方法について（案）

1 審査の基本的な方法

「習志野市補助金制度に関する指針」（以下、「指針」という。）の12～14ページ、「市施策推進型補助金の審査方法」に則り審査をしますが、前回の見直し時の議論に基づき、「第5 審査項目」の観点は、判断の参考とし、結論としては、「第6 見直し基準」の6分類に仕分けをします。

2 審査の流れ

（1）補助金調書等による内容審査

事務局にて、補助金調書及び実績報告書、その他審査に必要な書類を会議開催前に送付します。

各々の視点から、また指針の14ページの補助金評価表の視点から、内容を審査します。

↓

（2）会議における議論

会議で議論します。

会議には補助金の所管部は同席いたしません。

質問事項については、事務局（経営改革推進室・財政課）で対応します。

◆直ちに、各委員による議論を行います。【質問については、事務局対応】

◆各補助金についての結論は、委員長判断のもと、議論を集約する中で、事務局が論点を整理し、次回の会議で各委員に諮ります。

↓

（3）審議にあたり、資料不足、議論が不足等の理由により、会議で意見がまとまらなかった場合は、次回の会議までに事務局が内容を整理して、事前に資料をお渡しし再審査します。

※ なお、3回目の論点整理、あるいは、意見の集約が困難であった場合には、4回目の会議は開催せず、持ち回りにより、各委員の意見確認をします。

↓

（4）取りまとめ

すべての審査が終わりましたら、補助金評価表に記載した事項を中心に、報告書としてまとめます。

その後、報告書を市長に提出します。あわせて公表をします。